

報告 1

5産労農水第480号

東京海区漁業調整委員会

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領（令和3年11月25日付3産労農水第1259号施行）第3の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したことについて、同実施要領第5の規定に基づき貴委員会へ報告します。

令和5年5月25日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知事管理区分等	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	22.3トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	0.5トン
	留保枠	1.0トン
	計	23.8トン
くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚) 漁船等漁業	32.4トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業	0.5トン
	留保枠	1.5トン
	計	34.4トン